

## ○大網白里市障害者計画等策定懇談会設置要綱（平成14年告示第3号）

最終改正：令和元年6月14日

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するに当たり、市、関係機関、地域住民等が協力して、互いに意見の交換を図ることにより、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の社会活動等への参加を促進することを目的とする。

（懇談会）

第2条 前条の目的を達成するため、大網白里市障害者計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 懇談会は、障害者計画等の作成に係る障害者のための施策に関し、意見を交換する。

3 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 障害者及び障害者関係団体に所属する者
- (4) 福祉関係機関に所属する者
- (5) 医療関係機関に所属する者

4 懇談会の委員の任期は、障害者計画等が策定される日までとする。

（会長及び副会長）

第3条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に係る課等の職員の出席を求め、障害者のための施策についての説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。